



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）号外 第 28 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

頁

○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加

者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………（管理課） 7

教育委員会規則

○県立図書館管理規則の一部を改正する規則…………… 8

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～13 [略] 14 ひなたGAP認証制度実施要綱（平成29年8 月1日定め）による次の事務 <u>（1）第6条及び第14条第1項の規定による申 請の受理に関すること。</u> <u>（2）第7条第1項の規定による審査に関す ること。</u> <u>（3）第12条第1項の規定による維持審査に関 すること。</u> <u>（4）第12条第2項の規定による指示に関す ること。</u> <u>（5）第13条の規定による届出の受理に関す ること。</u> 15～25の3 [略] 25の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44年法律第58号）による次の事務 （1）～（3） [略] <u>（4）～（7） [略]</u> 25の5～39の7 [略] 40 1箇所の工事費見込金額が1億2,000万円未 満の建設工事（庁舎等に係る営繕工事等及び水 産業振興に係る建設工事であって知事が別に定 めるものを除く。以下同じ。）の工事箇所の工	西臼杵支 庁長	1～13 [略] 14 削除 15～25の3 [略] 25の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44年法律第58号）による次の事務 （1）～（3） [略] <u>（4）第13条第5項の規定による書面の提出の 要求に関すること。</u> <u>（5）～（8） [略]</u> 25の5～39の7 [略] 40 1箇所の工事費見込金額が1億5,000万円未 満の建設工事（庁舎等に係る営繕工事等及び水 産業振興に係る建設工事であって知事が別に定 めるものを除く。以下同じ。）の工事箇所の工

区分割に関すること。 40の2 1件の設計金額が<u>1億 2,000万円</u>未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関するものを除く。）。 40の3 1件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については<u>1億 2,000万円</u>未満）の建設工事の検査に関すること。 40の4 建設工事に関する1件の設計金額<u>1億 2,000万円</u>未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。 40の5 建設工事の執行に伴う1件の予定価格<u>1億 2,000万円</u>未満の用地又は土地改良財産の購入に関すること（国有財産に係るものを除く。）。 40の6 [略] 40の7 建設工事の執行に伴う<u>1億 2,000万円</u>未満の補償に関すること。 40の8～48 [略] 49 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）による次の事務 （1） 第4条第1項の規定による免許申請書の受理に関すること（<u>宅建業電子申請システム</u>による申請を除く。）。 （2） [略] （3） 第19条第1項の規定による登録申請書の受理に関すること（<u>宅建業電子申請システム</u>による申請を除く。）。 49の2～63 [略] 64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）による次の事務 （1） 第8条の規定による指導及び助言に関すること。 （2） <u>第12条第1項</u>の規定による判定に関すること。 （3） <u>第12条第2項</u>の規定による判定に関すること。 （4） <u>第12条第3項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （5） <u>第12条第4項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （6） <u>第12条第5項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （7） <u>第13条第2項</u>の規定による判定に関すること。 （8） <u>第13条第3項</u>の規定による判定に関すること。 （9） <u>第13条第4項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （10） <u>第13条第5項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （11） <u>第13条第6項</u>の規定による通知書の交付に関すること。	区分割に関すること。 40の2 1件の設計金額が<u>1億 5,000万円</u>未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関するものを除く。）。 40の3 1件の設計金額が 1,000万円未満（出来形部分の検査については<u>1億 5,000万円</u>未満）の建設工事の検査に関すること。 40の4 建設工事に関する1件の設計金額<u>1億 5,000万円</u>未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。 40の5 建設工事の執行に伴う1件の予定価格<u>1億 5,000万円</u>未満の用地又は土地改良財産の購入に関すること（国有財産に係るものを除く。）。 40の6 [略] 40の7 建設工事の執行に伴う<u>1億 5,000万円</u>未満の補償に関すること。 40の8～48 [略] 49 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）による次の事務 （1） 第4条第1項の規定による免許申請書の受理に関すること（<u>国土交通省手続業務一貫処理システム</u>による申請を含む。）。 （2） [略] （3） 第19条第1項の規定による登録申請書の受理に関すること（<u>国土交通省手続業務一貫処理システム</u>による申請を含む。）。 49の2～63 [略] 64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）による次の事務 （1） <u>第7条</u>の規定による指導及び助言に関すること。 （2） <u>第11条第1項</u>の規定による判定に関すること。 （3） <u>第11条第2項</u>の規定による判定に関すること。 （4） <u>第11条第3項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （5） <u>第11条第4項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （6） <u>第11条第5項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （7） <u>第12条第2項</u>の規定による判定に関すること。 （8） <u>第12条第3項</u>の規定による判定に関すること。 （9） <u>第12条第4項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （10） <u>第12条第5項</u>の規定による通知書の交付に関すること。 （11） <u>第12条第6項</u>の規定による通知書の交付に関すること。
---	--

	(12) <u>第14条第1項の規定による是正命令に すること。</u> (13) <u>第14条第2項後段の規定による通知に すること。</u> (14) <u>第16条第1項の規定による指示に すること。</u> (15) <u>第16条第2項の規定による措置命令に すること。</u> (16) <u>第16条第3項の規定による協議の要 求にすること。</u> (17) <u>第17条第1項の規定による報告の要 求及び立入検査にすること。</u> (18) <u>第19条第1項の規定による届出の受 理にすること。</u> (19) <u>第19条第2項の規定による指示に すること。</u> (20) <u>第19条第3項の規定による措置命令に すること。</u> (21) <u>第20条第2項の規定による通知の受 理にすること。</u> (22) <u>第20条第3項の規定による協議の要 求にすること。</u> (23) <u>第21条第1項の規定による報告の要 求及び立入検査にすること。</u> (24) <u>第35条第1項の規定による認定に すること。</u> (25) <u>第35条第3項（第36条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定による 通知にすること。</u> (26) <u>第36条第1項の規定による認定に すること。</u> (27) <u>第37条の規定による報告の要 求にすること。</u> (28) <u>第38条の規定による改善命令に すること。</u> (29) <u>第39条の規定による認定の取 消しにすること。</u> (30) <u>第41条第2項の規定による認定に すること。</u> (31) <u>第42条の規定による認定の取 消しにすること。</u> (32) <u>第43条第1項の規定による報告の 要求及び立入検査にすること。</u> 65 建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律施行規則（平成28年国土交通 省令第5号）による次の事務 (1) <u>第11条の規定による証明書の交付に すること。</u> (2) <u>第29条の規定による証明書の交付に すること。</u> 66・67 [略]	(12) <u>第13条第1項の規定による是正命令に すること。</u> (13) <u>第13条第2項後段の規定による通知に すること。</u> (14) <u>第15条第1項の規定による報告の要 求及び立入検査にすること。</u> (15) <u>第30条第1項の規定による認定に すること。</u> (16) <u>第30条第3項（第31条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定による 通知にすること。</u> (17) <u>第31条第1項の規定による認定に すること。</u> (18) <u>第32条の規定による報告の要 求にすること。</u> (19) <u>第33条の規定による改善命令に すること。</u> (20) <u>第34条の規定による認定の取 消しにすること。</u> 65 建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律施行規則（平成28年国土交通 省令第5号）による次の事務 (1) <u>第13条の規定による証明書の交付に すること。</u> (2) <u>第28条の規定による証明書の交付に すること。</u> 66・67 [略]
保健所長	[略] 1～14の3 [略] 14の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行	[略] 1～14の3 [略] 14の4 削除

	規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号）附則第12条第1項（第15条、第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理に関すること。 14の5～61　〔略〕 62　みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）による次の事務 （1）～(14)　〔略〕 （15）第65条第1項（<u>同項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる者に係る部分に限る。</u>）の規定により報告を求め、又は職員に、工場若しくは事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させること。 63～70　〔略〕				14の5～61　〔略〕 62　みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）による次の事務 （1）～(14)　〔略〕 （15）第65条第1項（<u>同項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者に係る部分に限る。</u>）の規定により報告を求め、又は職員に、工場若しくは事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させること。 63～70　〔略〕
	〔略〕				〔略〕
農林振興局長	1　〔略〕 2　ひなたGAP認証制度実施要綱による次の事務 （1）第6条及び第14条第1項の規定による申請の受理に関すること。 （2）第7条第1項の規定による審査に関すること。 （3）第12条第1項の規定による維持審査に関すること。 （4）第12条第2項の規定による指示に関すること。 （5）第13条の規定による届出の受理に関すること。 2の2～8　〔略〕 9　1箇所の工事費見込金額が1億2,000万円未満の建設工事の工事箇所の工区分割に関すること。 10　1件の設計金額が1億2,000万円未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更にすることを除く。）。 10の2　1件の設計金額が1,000万円未満（出来形部分の検査については1億2,000万円未満）の建設工事の検査に関すること。 10の3　建設工事に関する1件の設計金額1億2,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。 10の4　建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億2,000万円未満の土地改良財産の購入に関すること。 10の5　〔略〕 10の6　建設工事の執行に伴う1億2,000万円未満の補償に関すること。 10の7～14　〔略〕 15　農業振興地域の整備に関する法律による次の事務 （1）～(3)　〔略〕	農林振興局長	1　〔略〕 2　削除		2の2～8　〔略〕 9　1箇所の工事費見込金額が1億5,000万円未満の建設工事の工事箇所の工区分割に関すること。 10　1件の設計金額が1億5,000万円未満の建設工事の執行に関すること（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更にすることを除く。）。 10の2　1件の設計金額が1,000万円未満（出来形部分の検査については1億5,000万円未満）の建設工事の検査に関すること。 10の3　建設工事に関する1件の設計金額1億5,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。 10の4　建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億5,000万円未満の土地改良財産の購入に関すること。 10の5　〔略〕 10の6　建設工事の執行に伴う1億5,000万円未満の補償に関すること。 10の7～14　〔略〕 15　農業振興地域の整備に関する法律による次の事務 （1）～(3)　〔略〕

	(4)～(7) [略] 16～24 [略]		(4) 第13条第5項の規定による書面の提出の 要求に関すること。 (5)～(8) [略] 16～24 [略]	
	[略]		[略]	
土木事務 所長	1 [略] 2 1箇所の工事費見込金額が1億 2,000万円未 満の建設工事の工事箇所の工区分割に関するこ と。 3 1件の設計金額が1億 2,000万円未満の建設 工事の執行に関すること（変更後の請負見込金 額が当初の請負代金額の2倍を超えることとな る設計図書の変更にすることを除く。）。 3の2 1件の設計金額が 1,000万円未満（出来 形部分の検査については1億 2,000万円未満） の建設工事の検査に関すること。 3の3 建設工事に関する1件の設計金額1億 2 ,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関 すること。 4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億 2 ,000万円未満の用地の購入に関すること（国有 財産に係るものを除く。）。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う1億 2,000万円未満の 補償に関すること。 5の2～29 [略] 30 宅地建物取引業法による次の事務 （1） 第4条第1項の規定による免許申請書の 受理に関すること（ <u>宅建業電子申請システム</u> による申請を除く。）。 （2） [略] （3） 第19条第1項の規定による登録申請書の 受理に関すること（ <u>宅建業電子申請システム</u> による申請を除く。）。 30の2～41 [略] 42 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律による次の事務 （1） 第8条の規定による指導及び助言に関す ること。 （2） 第12条第1項の規定による判定に関する こと。 （3） 第12条第2項の規定による判定に関する こと。 （4） 第12条第3項の規定による通知書の交付 に関すること。 （5） 第12条第4項の規定による通知書の交付 に関すること。 （6） 第12条第5項の規定による通知書の交付 に関すること。 （7） 第13条第2項の規定による判定に関する こと。 （8） 第13条第3項の規定による判定に関する こと。 （9） 第13条第4項の規定による通知書の交付	土木事務 所長	1 [略] 2 1箇所の工事費見込金額が1億 5,000万円未 満の建設工事の工事箇所の工区分割に関するこ と。 3 1件の設計金額が1億 5,000万円未満の建設 工事の執行に関すること（変更後の請負見込金 額が当初の請負代金額の2倍を超えることとな る設計図書の変更にすることを除く。）。 3の2 1件の設計金額が 1,000万円未満（出来 形部分の検査については1億 5,000万円未満） の建設工事の検査に関すること。 3の3 建設工事に関する1件の設計金額1億 5 ,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関 すること。 4 建設工事の執行に伴う1件の予定価格1億 5 ,000万円未満の用地の購入に関すること（国有 財産に係るものを除く。）。 4の2 [略] 5 建設工事の執行に伴う1億 5,000万円未満の 補償に関すること。 5の2～29 [略] 30 宅地建物取引業法による次の事務 （1） 第4条第1項の規定による免許申請書の 受理に関すること（ <u>国土交通省手続業務一貫 処理システム</u> による申請を含む。）。 （2） [略] （3） 第19条第1項の規定による登録申請書の 受理に関すること（ <u>国土交通省手続業務一貫 処理システム</u> による申請を含む。）。 30の2～41 [略] 42 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律による次の事務 （1） 第7条の規定による指導及び助言に関す ること。 （2） 第11条第1項の規定による判定に関する こと。 （3） 第11条第2項の規定による判定に関する こと。 （4） 第11条第3項の規定による通知書の交付 に関すること。 （5） 第11条第4項の規定による通知書の交付 に関すること。 （6） 第11条第5項の規定による通知書の交付 に関すること。 （7） 第12条第2項の規定による判定に関する こと。 （8） 第12条第3項の規定による判定に関する こと。 （9） 第12条第4項の規定による通知書の交付	

	に關すること。 (10) <u>第13条第5項</u>の規定による通知書の交付に關すること。 (11) <u>第13条第6項</u>の規定による通知書の交付に關すること。 (12) <u>第14条第1項</u>の規定による是正命令に關すること。 (13) <u>第14条第2項後段</u>の規定による通知に關すること。 (14) <u>第16条第1項</u>の規定による指示に關すること。 (15) <u>第16条第2項</u>の規定による措置命令に關すること。 (16) <u>第16条第3項</u>の規定による協議の要求に關すること。 (17) <u>第17条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に關すること。 (18) <u>第19条第1項</u>の規定による届出の受理に關すること。 (19) <u>第19条第2項</u>の規定による指示に關すること。 (20) <u>第19条第3項</u>の規定による措置命令に關すること。 (21) <u>第20条第2項</u>の規定による通知の受理に關すること。 (22) <u>第20条第3項</u>の規定による協議の要求に關すること。 (23) <u>第21条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に關すること。 (24) <u>第35条第1項</u>の規定による認定に關すること。 (25) <u>第35条第3項</u>（<u>第36条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知に關すること。 (26) <u>第36条第1項</u>の規定による認定に關すること。 (27) <u>第37条</u>の規定による報告の要求に關すること。 (28) <u>第38条</u>の規定による改善命令に關すること。 (29) <u>第39条</u>の規定による認定の取消しに關すること。 (30) <u>第41条第2項</u>の規定による認定に關すること。 (31) <u>第42条</u>の規定による認定の取消しに關すること。 (32) <u>第43条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に關すること。 43 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則による次の事務 (1) <u>第11条</u>の規定による証明書の交付に關すること。 (2) <u>第29条</u>の規定による証明書の交付に關すること。		に關すること。 (10) <u>第12条第5項</u>の規定による通知書の交付に關すること。 (11) <u>第12条第6項</u>の規定による通知書の交付に關すること。 (12) <u>第13条第1項</u>の規定による是正命令に關すること。 (13) <u>第13条第2項後段</u>の規定による通知に關すること。 (14) <u>第15条第1項</u>の規定による報告の要求及び立入検査に關すること。 (15) <u>第30条第1項</u>の規定による認定に關すること。 (16) <u>第30条第3項</u>（<u>第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知に關すること。 (17) <u>第31条第1項</u>の規定による認定に關すること。 (18) <u>第32条</u>の規定による報告の要求に關すること。 (19) <u>第33条</u>の規定による改善命令に關すること。 (20) <u>第34条</u>の規定による認定の取消しに關すること。 43 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則による次の事務 (1) <u>第13条</u>の規定による証明書の交付に關すること。 (2) <u>第28条</u>の規定による証明書の交付に關すること。	
--	---	--	--	--

44・45 [略]		44・45 [略]	
[略]		[略]	
港湾事務 所長	1 1 箇所の工事費見込金額が <u>1 億 2,000万円</u> 未 満の工事箇所の工区分割に関する こと。 2 1 件の設計金額が <u>1 億 2,000万円</u> 未 満の建設 工事の執行に関する（変更後の請負見込 金額が当初の請負代金額の 2 倍を超えることとな る設計図書の変更にすることを除く。）。 2 の 2 1 件の設計金額が <u>1,000万円</u> 未 満（出来 形部分の検査については <u>1 億 2,000万円</u> 未 満） の建設工事の検査に関する こと。 2 の 3 建設工事に関する 1 件の設計金額 <u>1 億 2 ,000万円</u> 未 満の設計、調査又は測量の委託に 関 する こと。 3 建設工事の執行に伴う 1 件の予定価格 <u>1 億 2 ,000万円</u> 未 満の用地の購入に関する こと。 3 の 2 [略] 4 建設工事の執行に伴う <u>1 億 2,000万円</u> 未 満の 補償に関する こと。 4 の 2～19 [略]	港湾事務 所長	1 1 箇所の工事費見込金額が <u>1 億 5,000万円</u> 未 満の工事箇所の工区分割に関する こと。 2 1 件の設計金額が <u>1 億 5,000万円</u> 未 満の建設 工事の執行に関する（変更後の請負見込 金額が当初の請負代金額の 2 倍を超えることとな る設計図書の変更にすることを除く。）。 2 の 2 1 件の設計金額が <u>1,000万円</u> 未 満（出来 形部分の検査については <u>1 億 5,000万円</u> 未 満） の建設工事の検査に関する こと。 2 の 3 建設工事に関する 1 件の設計金額 <u>1 億 5 ,000万円</u> 未 満の設計、調査又は測量の委託に 関 する こと。 3 建設工事の執行に伴う 1 件の予定価格 <u>1 億 5 ,000万円</u> 未 満の用地の購入に関する こと。 3 の 2 [略] 4 建設工事の執行に伴う <u>1 億 5,000万円</u> 未 満の 補償に関する こと。 4 の 2～19 [略]
付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）		付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）	
1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、 <u>スマート農業等生産団 地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業 、稲作経営基盤強化対策事業、サツマイモ基腐病対策強化 事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、未来 へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、みやざきの優良 種苗供給体制構築事業、加工・業務用野菜日本一産地確立 事業、施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業、スマート＆ グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業、高性能スマート 機械導入モデル経営体支援事業、水田農業物価高騰緊急 対策事業、茶園更新推進事業、施設園芸物価高騰緊急対策 事業及び露地園芸物価高騰緊急対策事業に係る補助金</u> 5～14 [略] 15 <u>鳥獣保護区等周辺地域被害防止対策事業補助金交付要綱 （平成31年 4 月 1 日定め）</u> に基づく補助金 16～31 [略]		1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、 <u>土地利用型農業産地再 編・強化対策事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続 可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、未来へ繋ぐ施設 園芸スタイルシフト推進事業、みやざきの優良種苗供給体 制構築事業、加工・業務用野菜日本一産地確立事業、施設 園芸ハウス長寿命化緊急支援事業、スマート＆グリーンで 目指す耕種農業産出額UP事業、高性能スマート機械導入 モデル経営体支援事業、水田農業物価高騰緊急対策事業、 茶園更新推進事業、施設園芸物価高騰緊急対策事業、<u>露地 園芸物価高騰緊急対策事業、未来に繋げる水田農業経営体 育成事業、みやざき茶有機転換推進事業及びみやざき果樹 花き産地生産力強化事業</u>に係る補助金</u>	
5～14 [略] 15 <u>野生鳥獣被害防止事業補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日定め）</u> に基づく補助金 16～31 [略]		5～14 [略] 15 <u>野生鳥獣被害防止事業補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日定め）</u> に基づく補助金 16～31 [略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 207号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（審査会の組織）	（審査会の組織）

第14条 審査会は、会長及び審査員10人で組織する。
2～4 [略]
別表第2（第14条関係）

環境森林部長
[略]
県土整備部長

環境森林課長
自然環境課長
農政企画課長
[略]
技術企画課長
宮繕課長

第14条 審査会は、会長及び審査員9人で組織する。
2～4 [略]
別表第2（第14条関係）

総務部長
環境森林部長
[略]
県土整備部長
宮繕課長

自然環境課長

[略]
技術企画課長

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

教育委員会規則

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第5号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号）<u>第6条</u>の規定に基づき、県立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （情報提供課） 第5条 情報提供課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）・（2） [略] （3） <u>視聴覚ライブラリー</u>に関すること。 （4）～（7） [略] （開館時間） 第10条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 児童図書室、特別展示室、<u>視聴覚ライブラリー</u>、研修ホール、研修室及び視聴覚室 午前9時から午後5時まで 2 [略]	（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号）<u>第3条</u>の規定に基づき、県立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （情報提供課） 第5条 情報提供課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）・（2） [略] （3） <u>視聴覚事業</u>に関すること。 （4）～（7） [略] （開館時間） 第10条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 児童図書室、特別展示室、研修ホール、研修室及び視聴覚室 午前9時から午後5時まで 2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。